

20文科初第8075号
平成21年3月30日

各 都 道 府 県 知 事
各都道府県教育委員会教育長 殿
附属学校を置く各国立大学法人の長

文部科学省初等中等教育局長

金 森 越 哉

教科書の改善について（通知）

平成20年12月25日、教科用図書検定調査審議会において、「教科書の改善について（報告）」（以下「報告」という。）が取りまとめられました。

「報告」においては、教育基本法で示す目標等を踏まえた教科書改善など、六つの「教科書改善に当たっての基本的な方向性」が示されるとともに、「教科書改善の具体的方策」として、「教科用図書検定基準等の改善」や「教科書発行者における著作・編集の在り方の改善等」が提言され、さらに、教科書検定の信頼性を一層高めるため、「教科書検定手続き改善の具体的方策」が提言されました。

これらの提言を踏まえ、文部科学省においては、別添のとおり、教科用図書検定規則、義務教育諸学校教科用図書検定基準及び教科用図書検定規則実施細則の改正を行いました。また、これらの内容について、各教科書発行者に対し、別紙のとおり通知しています。

については、下記の留意事項について、適切な対応をお願いするとともに、各都道府県教育委員会におかれては、域内の市町村教育委員会等に対して、各都道府県知事におかれては、所轄の学校及び学校法人に対して、各国立大学法人の長におかれては、その管下の学校に対して、今回の規則等の改正や「報告」の趣旨・内容等を周知されるようお願いいたします。

記

1. 公正かつ適切な教科書採択の実施について

(1) 教科書の採択にあたっては、教科書の装丁や見映えを重視するのではなく、内容を考慮した、十分な調査研究が必要であること。

具体的には、「報告」において示された、教育基本法等の改正や新しい学

習指導要領の趣旨を踏まえた「教科書改善に当たっての基本的な方向性」を参考にし、各採択権者の権限と責任の下、十分な調査研究が行われ、適切な採択がなされることが必要であること（「報告」27ページ参照）。

(2) 平成22年度使用教科書の採択に係る留意事項に関する通知については、別途連絡すること。

2. 教科書観の転換について

「報告」においては、質・量ともに充実した教科書とするための改善方策が提言されるとともに、「児童生徒は、教科書に記述されている内容をすべて学習しなければならない」とする、従来型の教科書観について、「個々の児童生徒の理解の程度に応じて指導を充実する」、「児童生徒が興味関心を持って読み進められる」、「児童生徒が家庭でも主体的に自学自習ができる」といった観点から、その考え方を転換していくことの必要性が指摘されており、このことを十分に理解し、適切に対応することが必要であること（「報告」37ページ参照）。

3. 「発展的な学習内容」の扱いについて

今回の義務教育諸学校教科用図書検定基準の改正においては、個々の児童生徒の理解に応じたきめ細やかな指導が充実するよう、「発展的な学習内容」の定義を明確にするとともに、「発展的な学習内容」の記述に関する抑制的な扱いを見直していること（「報告」13ページ～14ページ参照）。

この場合も、「発展的な学習内容」に関する記述は、小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領の第2章以下に示していない内容の記述であり、これまでと同様、入学者選抜における学力検査の問題作成に当たって出題範囲としないよう配慮すること。

(参考) 文部科学省ホームページアドレス

① 「教科書の改善について（報告）」

② 教科用図書検定規則（別添1参照）

- ・ 教科用図書検定規則の一部を改正する省令（平成21年3月4日文部科学省令第2号）
- ・ 教科用図書検定規則
- ・ 新旧対照表（教科用図書検定規則一部改正）

③ 義務教育諸学校教科用図書検定基準（別添2参照）

- ・ 義務教育諸学校教科用図書検定基準（平成21年3月4日文部科学省告示第33号）
- ・ 新旧対照表（義務教育諸学校教科用図書検定基準全部改正）

④ 教科用図書検定規則実施細則（別添 3 参照）

- ・ 教科用図書検定規則実施細則の一部を改正する大臣裁定（平成 21 年 3 月 24 日）
- ・ 教科用図書検定規則実施細則
- ・ 新旧対照表（教科用図書検定規則実施細則一部改正）

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/main3_a2.htm

（Home > 教育 > 小学校・中学校・高等学校 > 教科書）

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局

教科書課企画係

TEL：03-5253-4111（内線 2576）